

令和 8 年度 第 2 回富士河口湖町観光立町推進会議
議事録

日時：2026 年 10 月 1 日（木）14:00-16:00

場所：富士河口湖町役場 コンベンションホール

参加委員・欠席委員：下記の表のとおり

（50 音順・敬称略）

委員名	所属
梅川 智也	國學院大學 観光まちづくり学部 教授
大野 章	勝山観光協会 会長
外川 誠	河口湖商工会 会長
堀内 貴丈	（一社）富士河口湖町観光連盟 理事長
渡辺 英之	富士河口湖町長

（欠席）

外川 凱昭	河口湖観光協会 会長
渡辺 安司	西湖観光協会 会長
渡辺 美雄	富士河口湖町議会議員

（オブザーバー）

氏名	所属
江崎 貴昭	（公財）日本交通公社 観光研究部 副主任研究員
工藤 亜稀	（公財）日本交通公社 観光研究部 研究員

（富士河口湖町事務局）

氏名	所属
朝比奈 伸次	観光課長
三浦 貴洋	観光課 観光戦略係長
梶原 秀太	観光課 観光戦略係

1. 開会
2. 町長あいさつ

3. 議事

(1) 前回の振り返りと対応方針

- ・ 資料 1 を用いて（公財）日本交通公社より説明。
- ・ 委員からの質疑は出ず。

(2) 各種調査結果・WG の報告

- ・ 資料 2-1、2-2、2-3 を用いて観光課、（公財）日本交通公社より説明。
- ・ 委員からの質疑は出ず。

(3) 第三次計画の骨子（案）・重点課題・宿泊税の充当方針（案）

- ・ 資料 3-1、3-2 を用いて（公財）日本交通公社より説明。
- ・ 以下、各委員からの質問や意見交換の内容を記載。

（委員）宿泊税を導入するにあたり、その根本的な考え方を一般の町民へしっかりと周知・発信していく必要がある。地域住民の中には「観光は一部の事業者だけに関係するもの」と捉えている方も多く、一般住民とのギャップが生じているのが現状である。例えば、東京行きのバスが観光客で満員となり住民が乗れないといった、町民の利便性が失われているという不満も聞かれる。こうした懸念に対して、観光振興が住民還元にどう繋がるのかを丁寧に説明しなければならない。また、税の徴収にあたっては「公平性」の担保が絶対条件である。民泊をはじめ、すべての宿泊施設や事業者を漏れなく正確に把握し、公平に徴収する仕組みを構築していただくようお願いしたい。

併せて、駅前の整備についても触れたい。観光地の駅前というのは地域の観光文化を表す重要な玄関口であるが、当町の現状は、バス、一般送迎車、タクシーなどが錯綜し、飽和状態かつ整理が届いていない印象を受ける。地権者の問題や地理的制約はあるかと思うが、行政主導でリーダーシップを発揮し、関連事業者とも協議を重ねて改修を進めていくべきである。将来的には宿泊税収の一部をプールし、こうした駅前周辺の快適な環境整備財源としても活用してほしいと考える。

→ （町長）私自身も高速バスをよく利用するが、確かに駅周辺でのバスの回転や送迎車両のすれ違いは大変狭く、混雑と混乱が生じているのを肌で感じている。南口の開発も含め、バスの進行ルートや道幅の工夫などを今後の課題として検討を進めていく。また、宿泊税の公平性については、町内の宿泊施設を正確に把握した上で、不公平感が生じないよう厳格かつ公平な徴収体制を整えていきたい。

（委員）宿泊税の徴収にあたっては、ご意見があった通り、自治体側に登録のない事業者や違法で営業している民泊も含め、もれなく全施設から徴収できる仕組みを作らなければ、これまで誠実に事業を行ってきた地元事業者への示しが見えない。

税の使い道についてだが、本町では西側エリアへの誘客が大きな課題となっている。例え

ば、河口湖地区の紅葉祭りは渋滞対策等で期間調整が行われているが、標高の高い本栖湖・西湖側から順次紅葉が始まるため、西側から紅葉イベントを拡大・分散開催するような工夫が考えられる。こうした既存イベントのエリア拡大や、外国人観光客を周遊させるための二次交通（バス増便等）の補助に宿泊税を活用することは可能か。

さらにナイトコンテンツ（夜間の魅力創出）に関してだが、周辺の民宿には多目的のホールを所有している宿が多数ある。ゼロから箱物を新設するのではなく、町が改装支援などを行い、毎晩複数の場所でミニコンサートやショーを開催できるホールとして活用すれば、夜の観光資源になると同時に民宿側の収益向上にもつながる。このような取り組みにも宿泊税を活用できるかお聞きしたい。

→ （町長）西側エリアについては「何もない」と言われがちだが、既存の施設や資源を工夫して活用し、夜間の飲食や二次交通の運行経路と組み合わせることで、新しい魅力を創出していくことが重要だと考えている。

（委員）海外では、バスで景勝地や旧市街のビューポイントへ案内し、地域の売店や喫茶店へ誘導するツアーが多く見られる。西湖や本栖湖は建物を作らなくても自然景観自体が非常に素晴らしい資源である。「ここから見る富士山と湖が絶景である」という写真スポット・周遊ルートを提示し、あえてバス等で案内・滞在させる仕掛けを作れば、十分に人が訪れるようになる。

また、将来的に 10 年、20 年後を見据えたりニア中央新幹線の開業への対応も急務である。関西や中京圏からの旅行者がリニア駅からそのまま富士河口湖町へスムーズに周遊・直行できるルートや仕掛けを今からビジョンとして描いておかなければ、素通りされてしまう。受給のバランスを考え、直行アクセス等のビジョンを行政として早急に打ち出していきたい。

もう一点、環境整備についてだが、ヨーロッパ（クロアチア等）の観光地では、美しい自然景観や散策路、トイレ、ベンチなどの保全・整備に多額の投資を行い、有料エリア（1,500 円程度など）を設定しても観光客が納得して支払う仕組みが確立されている。本町においても行政だけに頼るのではなく、民間や住民を巻き込み、高品質で清潔な環境保全のために投資を行い、必要であれば一部有料化も含めた先進的な環境づくりを進めるべき時期に来ていると感じる。

→ （委員）河口湖を訪れる外国人観光客は、スイス等の世界的な湖沼リゾートと比較しながら当町を見ている。駅前の雑多な景観や環境については、国際観光地として長期的視点で美しい湖畔環境を創出していく方向性を計画に位置付ける必要がある。

（委員）事務局から提案された「3 つの重点課題（収容改善・周遊、住民理解、推進体制）」は、まさに当町が抱える課題を解決するための柱である。これらは単なる課題項目にとどめず、今後 10 年間で推進する「3 大重点プロジェクト」として分かりやすい言葉で強力に打ち出してはどうか。

次に、本計画で掲げる「量から質への転換」の具体的な意味についてである。現在の河口湖観光は「富士山と湖を眺める」スタイルが中心だが、今後は地域資源をさらに深掘りする必要がある。富士山信仰、浅間神社の歴史、864年の貞観噴火による湖（西湖・精進湖・本栖湖）の成り立ちなど、1,300年以上続いてきた歴史・文化を深掘りし、学べるストーリーとして構築することが必要である。単に写真を撮って去るのではなく、地域の深いストーリーに共感する客層を呼び込むことこそが「質への転換」の本質と考える。

指標（KPI/KGI）の設定についても重要だと感じる。最終的な成果指標（KGI）には「町民所得の向上」を掲げてはどうか。観光産業の事業者だけでなく、町民全体が「観光振興によって自分たちの生活や所得が豊かになっている」と実感できる指標を設定することが、住民理解を進める上で最も説得力がある。

最後に宿泊税の充当方針だが、行政だけで使う印象を与えるのではなく、「観光協会やDMOなどの民間とともに活用する」というスタンスを明確にしてほしい。熱海市のように宿泊税収を民間主体（観光局等）に投入し、ミッション達成に向けて官民一体で事業を動かす仕組みが今後の観光振興の潮流である。

（委員）私自身も宿泊事業者として宿泊税について説明しているが、難色を示される方はほとんどおらず、理解いただいていると感じる。だからこそ重要なのは、いただいた税金がどのように地域に還元されているのかを「見える化」することである。例えば、勝山地域の桜の衰退に対して景観美化や樹木植え替え等に税を充当し、「宿泊税のおかげで環境や景観がこんなに良くなった」と実感できる具体的な成果を見せていくことが大切だと考える。

（委員）宿泊税の使途や事業検証を行う第三者委員会のようなガバナンス組織は設置されるのか。

→ （事務局）本推進会議などを次年度以降も開催し、毎年どの事業にいくら使い、基金の状況や成果がどうなっているのかを丁寧にご報告・議論いただく予定である。

（委員）現在、町内で把握できている対象の施設数はどのくらいあるか。

→ （観光課）町で現在把握している対象事業者は全 723 施設である。このうち純粋な住宅宿泊事業（民泊）は届け出上約 50 件だが、年間 180 日制限を超えて営業するために旅館業法の許可へ切り替えている施設が多く、重複を精査した実質数が 720 件前後となっている。山梨県からのデータ提供や保健所との情報連携を進めており、最新の把握に努めている。

（委員）既存事業（イベントやバス運行等）への宿泊税充当だが、原則「新規事業のみ」というルールだと使いづらい印象がある。既存事業の範囲拡大や質の向上（拡充）に対しては充当可能か。

→ （（公財）日本交通公社）ご指摘の通り、単純な既存事業の財源振替は行わないが、

イベントの質の向上やエリア拡大、バスの増便といった「事業の拡充・強化」に関しては充当対象として整理可能である。わかりやすい表現に精査する。

4. その他

- ・ 次回の開催は 12 月 17 日（木）午後（13:30～）を予定。

5. 閉会

以上